JCBスマートフォン保険

◆ ◆ ◆

JCB SMARTPHONE INSURANCE

以下カードの本会員様を対象とした
JCBスマートフォン保険です。

JCB PLATINUM
JCB GOLD THE PREMIER
JCB GOLD
JCB Debit PLATINUM
JCB Debit GOLD

2025年4月版

JCBカード

INSURANCE BOOK

JCBスマートフォン保険　対象カード

JCB PLATINUM
JCB GOLD THE PREMIER
JCB GOLD
JCB Debit PLATINUM
JCB Debit GOLD

本書は、上の対象カードに自動付帯されているスマートフォン保険について会員の皆様に保険の概要を抜粋してご説明する目的で作成しています。
本保険契約はJCBが保険契約者となり保険料を負担し、会員の皆様を被保険者（保険の補償を受けられる方）とするものです。従いまして、普通保険約款および特約条項はJCBにおいて保管しています。

補償までの流れを２ページ、詳細については３ページ以降に記載してありますのでご確認ください。

補償までの流れ

○

お持ちのスマートフォンがディスプレイ破損した際に、修理費用を補償します。

お支払いの対象となるケース

次の条件を満たすとき、お支払いの対象となります。

- 携帯電話の通信料（以下「通信料」といいます。）を対象のJCBカードでお支払いされている対象のJCBカード本会員が所有するスマートフォンであること。
  ※ご家族の所有するスマートフォンで、通信料の支払いおよび通信契約を対象のJCBカード本会員が行っている場合を含みます。
- 保険事故発生時点で、購入後24ヵ月以内のスマートフォンであること。
- 保険事故発生時点で、直近3ヵ月以上連続で対象のJCBカードを用いて通信料をお支払いされていること。
  ※通信料を家族カードでお支払いされている場合は対象になりません。

詳細は、普通保険約款および特約条項によります。

チャブ保険 JCB事故受付ダイアルへご連絡ください。その際、カード種類をお申し出ください。

チャブ保険 JCB事故受付ダイアル
0120-117-270　24時間受付［年中無休］

こちらから音声ガイダンスに沿って“③その他の事故のご請求”を選択してください。スマートフォン保険の事故の受付窓口につながります。

お電話後、ご請求にあたってご用意いただくもの

- 保険金請求書（チャブ保険より送付）
- 壊れたスマートフォンの状況がわかるもの（写真等）
- 対象のJCBカードを用いて直近3ヵ月の通信料決済が確認できる資料
- 購入後24ヵ月以内のスマートフォンであることが確認できる資料
- その他、必要な資料がある場合、チャブ保険よりご案内します。

保険金お支払い

● **お問い合わせ**

スマートフォン保険に関するお問い合わせは、チャブ保険お問い合わせ窓口までご連絡ください。

チャブ保険 JCBスマートフォン保険お問い合わせ窓口
0120-937-240　9:00AM～5:00PM［土・日・祝・年末年始休］

お電話が込み合う場合がございます。つながりにくい場合には時間をあけて再度おかけ直しください。

● **次の場合は、補償の対象とはなりません（主な場合）**

×

- 故障、水濡れ　● 紛失　● その他ディスプレイ破損以外の事故
- スマートフォン以外のディスプレイ割れ損害

1. JCBスマートフォン保険

この保険は、保険契約者をJCBとする保険契約です。

被保険者	下の「補償の対象となる方」をご参照ください。
保険金額／保険期間中総支払限度額	50,000円 （1年間で通算して、50,000円を限度とします。）
自己負担額	10,000円
補償開始日	毎年4月1日
引受保険会社	Chubb損害保険株式会社（チャブ保険）

※この保険と同種の他の補償がある場合には、修理費用（修理できない場合は再調達費用）から他の補償からの支払額を差し引いた額に対してこの保険の支払限度額を適用します。

■ 補償の対象となる方

この保険によって補償を受けられるのは、「補償の対象となるスマートフォン」を所有する対象のJCBカード本会員の方です。
ご注意：家族カード会員の方は対象となりません。

事故受付の際に、カードの有効性について
チャブ保険からJCBに確認を行います。

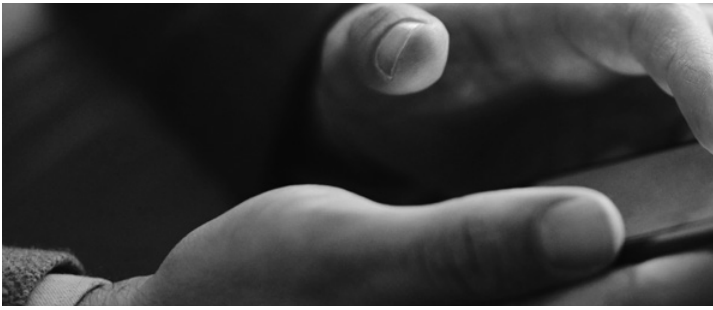

■ 補償の対象となるスマートフォン、お支払いの条件

- 対象のJCBカード本会員が所有するスマートフォンであること。
  ※お持ちのスマートフォン1台のみが対象です。
  ※ご家族の所有するスマートフォンで、通信料の支払いおよび通信契約を対象のJCBカード本会員が行っている場合を含みます。

補償対象のスマートフォンとは
一般的にスマートフォンとして販売されているものをいい、タブレット型端末、腕時計型端末、ウエアラブル型端末等、携帯型ゲーム機、パーソナルコンピューター、その他これらに類する社会通念上スマートフォンとみなさないものを除きます。また、補償を受けられる方（被保険者）が所有するものであり、かつ、購入日時を領収書等で確認することができるものに限ります。（日本国内で修理が可能なもの。）

- 保険事故発生時点で、購入後24ヵ月以内のスマートフォンであること。
- 保険事故発生時点で、直近3ヵ月以上連続して対象のJCBカードを用いて対象となるスマートフォンの通信料を決済していること。
  ※通信料を家族カードでお支払いされている場合は対象になりません。

2. 保険金をお支払いする場合、お支払いできない主な場合

■ 保険金をお支払いする場合

偶然な事故によるスマートフォンのディスプレイ破損(*)による損害について、修理費用を補償します。お支払いに際しては、1回の事故につき、修理費用の額から自己負担額(10,000円)を控除した額をお支払いします。

＊破損とは

不測かつ突発的な事故により、保険の対象となるスマートフォンの外装部分に生じたガラス割れ、亀裂、さけ傷、しわ、はがれ、へこみ等の損傷による損害をいいます。ただし、外装部分の損傷が無く、保険の対象となるスマートフォンの内部にのみ生じた損傷(バッテリーの損傷、経年劣化等)に起因する損害は破損とみなさず、対象となりません。

お支払いする主な場合

◎

破損

お支払いできない主な場合

×

火災

水濡れ

盗難

等

■ 保険金をお支払いできない主な場合

(1) 次に掲げる損害は、補償の対象となりません。

a. 会員または保険金を受け取る方の故意
b. 盗難、盗難から発見されたのちに保険の対象となるスマートフォン(以下「端末」といいます。)に発見された時点で生じていた破損または汚損
c. 水濡れ、水没
d. 電気的、機械的事故
e. 端末の製造業者の保証期間中に生じた製造業者の責任において修理されるべき損害またはその場合
f. 端末の販売業者または通信業者の提供する端末の補償で修理等、保険の対象である端末の原状回復を受けられる損害またはその場合
g. 端末内のバッテリー、内蔵部品等に起因して生じた損害
h. 端末の付属物等に起因して生じた損害
i. 保険の対象である端末の汚れ、擦損、掻き傷または塗料のはがれ等の単なる外観の損傷
j. 保険事故発生時点で、当該保険の対象の通信料を直近3回連続の決済が確認できない場合
k. 保険事故発生時点で、購入後24ヵ月を超えている端末
l. 購入後24ヵ月以内であることを購入時の領収書等で確認できない端末
m. 被保険者以外の所有する端末
n. もっぱら業務の用にのみ使用する端末
o. 端末内のデータ、アプリケーション、クラウドに格納されている等のデータの紛失・喪失に起因するすべての損害
p. 貿易制裁等を受ける者の所有するスマートフォンの損害に起因して、この保険の提供により、保険契約者である株式会社ジェーシービーまたはこの保険の引き受けを行うチャブ保険が、制裁を受ける可能性があるすべての事由が確認される場合
q. サイバー損害による端末の損害

(2) (1)に加え、次の場合も補償の対象となりません。

a. 被保険者、法定代理人の故意・重大な過失、法令違反、被保険者と同一世帯の親族の故意
b. 自然の消耗、劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食その他類似の事由等
c. 欠陥
d. 加工をほどこした場合
e. 戦争、武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等
f. 公権力の行使
g. 核燃料物質、核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性に随伴して生じた損害
h. 詐欺、横領
i. 置き忘れ、紛失
j. 水災、地震、噴火、津波
k. 修理費用が10,000円以下の場合
l. 複数回のご請求がある場合において、保険期間中総支払限度額を超過する場合
m. 修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害

等

3.損害発生の際の保険金の請求について（手続き・必要書類）

(1) 損害発生の日から遅滞なく『**チャブ保険　JCB事故受付ダイアル（Chubb損害保険保険金カスタマーセンター）**』にお電話のうえ音声ナビゲーションに沿って③をご選択ください。事故受付担当におつなぎしますので、「保険金請求書」を入手するとともに、お手続きについてお問い合わせください。

※『チャブ保険　JCB事故受付ダイアル』における事故受付の際、保険会社がJCB会員資格有効性を確認するために、カード番号等をご申告いただいております。カード番号等を確認する際に、チャブ保険からJCBに本保険対象者に該当するか確認をします。

(2) チャブ保険より送付された「保険金請求書」に必要事項をご記入のうえ署名して、必要な書類(*)を添えてチャブ保険に遅滞なく提出が必要です。また、修理が不可能な場合は、修理不可能であることを示す修理見積書及び同種同等のスマートフォンを30日以内に再調達した領収書をご準備ください。修理不能による再調達を行う場合30日を超えてからの再調達はこの保険では対象となりません。（修理を行う場合はこの限りではありません。）

＊必要な書類

修理見積書、購入時の領収書、カードご利用代金明細書（決済表記内容によっては、これに加えて別の資料の提出をお願いする場合があります。）、損害写真あるいは請求書など。

(3) 本保険は、各被保険者のスマートフォン毎に設定されている保険期間中総支払限度額（50,000円）を超えて補償することはありません。

■ 事故時の連絡先

- **チャブ保険 JCB事故受付ダイアル**
  0120-117-270　24時間受付［年中無休］
  こちらから音声ガイダンスに沿って“③その他の事故のご請求”を選択してください。スマートフォン保険の事故の受付窓口につながります。

◎印は原則として必須となります

必要書類		ご案内
保険金請求書（所定用紙）	◎	保険金請求書はチャブ保険より送付します。必要事項をご記入のうえ、署名・捺印ください。
修理費用請求書または修理見積書	◎	対象スマートフォンのディスプレイ破損による損害の修理請求書またはお見積りをご提示ください。
スマートフォンの購入時の領収書等	◎	保険の対象となるスマートフォンは、事故発生時点で購入後24ヵ月以内のスマートフォンですので、その確認ができる資料をご提出ください。
JCBカードご利用代金明細（通信料3回）	◎	事故発生時点で、直近3ヵ月連続で対象のJCBカードを用いて通信料金の支払いを行っていることが確認できるJCB利用明細の写しをご提示ください。
写真	◎	対象のスマートフォンの損害がわかる写真等をご提出ください。

■ お問い合わせ

〈スマートフォン保険に関するお問い合わせ〉

- **チャブ保険 JCB スマートフォン保険お問い合わせ窓口**
  0120-937-240 9:00AM～5:00PM［土・日・祝・年末年始休］

〈JCBカード付帯サービス全般についてのお問い合わせ〉

- **カード裏面記載の各会員デスクまでお問い合せください。**

MEMO

世界にひとつ。
あなたにひとつ。